

競技会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この当規程は、一般社団法人日本車いすラグビー連盟(以下、「当法人」という。)によって認可された車いすラグビー大会に適用し、大会の公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 規則

(規則)

第2条 すべての当法人主催大会は、当規程および国際車いすラグビー連盟(以下、「WWR」という。)が定める競技会規程(World Wheelchair Rugby Competition Regulations)に従って行われる。
2 両規程に異なる定めがある場合には、当規程を優先とする。

第3章 適格性

(資格)

第3条 当該年度においてクラブチーム・選手・スタッフ等登録規程に則って当法人に登録を行っているクラブチーム(以下、「登録クラブチーム」という。)は、当法人の定める定款・諸規程を遵守しなければならない。これに該当する登録クラブチームが当法人主催大会に参加できる。
2 当法人主催大会に参加できる者は、日本国籍を有する者もしくはクラブチーム・選手・スタッフ等登録規程において認められた外国籍の者で、かつ当法人の登録クラブチームに登録している者である。
3 当法人に登録しているクラブチームに所属する選手(以下、「選手」という。)は当法人もしくは国際車いすラグビー連盟の有効なクラス分けを受けていなければならない。
4 新規登録選手に関しては、試合の前に暫定のクラス分けを受けた上で、初めて出場する当法人主催大会等において当法人のクラス分け委員会のクラス分けを受けるものとする。

第4章 大会運営

(主催)

第4条 当法人の車いすラグビー日本選手権本大会は当法人の大会運営委員会(以下、「当委員会」という。)が主催する。当委員会の運営を円滑に行うために、大会運営委員長を定める。委員長は専門委員会等規程に定める通り理事長より委託される。
2 車いすラグビー日本選手権予選リーグ及びプレーオフ(以下、「予選リーグ」という。)においては、当委員会と共に試合を主催するチーム(以下、「主催チーム」という。)を登録クラブチームの中から定める。
3 主催チームは当法人と協力し、予選リーグの円滑な運営に貢献しなければならない。

(専門委員の招聘)

第5条 当法人の各専門委員会は当法人主催大会等の開催に際し、当委員会の求めに応じて必要な人員を派遣しなければならない。

2 国際的な知見を有する各専門委員を招聘は各専門委員会がその責任において行い、当会に報告し、承認を得る。

第5章 テクニカルデリゲート

(テクニカルデリゲート)

第6条 当法人主催大会においては大会運営委員長がテクニカルデリゲート(以下、「TD」という。)の役を担う。

2 TDの役割は、大会が当規程に従って行われるようにすること。

3 TDは、当法人を代表して当規程では明示的に網羅されていない状況を管理する権限を持つ。

4 TDは、大会運営委員長の役割以外、当法人主催大会に関して他のいかなる公式の役割も持たないものとする。

5 TDは、当法人主催大会において各専門委員会の必要な数と役割を決定する。

6 TDは各専門委員会が選任した人員を承認する。

7 TDは当法人主催大会以外の競技会等においても、共催者と協議のうえ、第5項及び第6項の業務を行う。

8 大会運営委員長が競技会等に参加出来ない場合は、参加する者の中からTDを指名しなければならない。

第6章 エントリー

(エントリー)

第7条 当委員会は、登録料の前払いを含めて登録および登録料の支払い期限を設定する。

2 支払い期限後に、エントリーチームが大会を辞退した場合でも、辞退が合理的な理由でない限り登録料は返金されない。

3 当委員会は、大会に参加する選手・スタッフの名簿(以下、「エントリーシート」という。)の提出期限を設定する。

4 エントリーシートの提出日が設定されていない場合、エントリーシートはチームが大会に到着した時点で当委員会に提示されなければならない。

5 当法人に登録されている選手・スタッフだけが、その大会のエントリーシートに登録することができる。

6 エントリーシート提出の締め切り後は、エントリーシート上の選手・スタッフに関する医学的理由を除いて、代替は認められない。医学的理由で代用された選手・スタッフは、当法人に登録されている同一登録クラブチームの選手・スタッフから他の選手・スタッフと交換できる。TDが、交代可能かどうか最終決定を下す。

7 当委員会は、当法人の許可なしに選手のクラス分けや性別に制限を加えることはない。

第7章 抽選プロセス

(抽選)

第8条 当法人主催の日本選手権大会において、対戦プールに割り当てるための抽選プロセス（以下、「ドロー」という。）を実施する。

2 ドローは当法人によって公開する必要がある。

3 ドローは、次の原則を尊重する必要がある。

①大会で最もランクの低い2つのチームから順にペアが作成され、続いて次の2つのランクの低いチームから順に、すべてのチームがペアリングされるまで続ける。

②ペアは当法人ランキング（以下、「ランキング」という。）および日本選手権大会予選リーグの結果に基づいて決める。

③ランキング1位のペアを除いて、ペアはランキングの降順で抽選され、対戦プールに割り当てられる。

④ランキング1位のペアが最後に割り当てられ、ランキング1位チームは対戦プールを選択することができる。

4 その他の当法人主催大会等については、TDが対戦プールに割り当てるためのプロセスを決定する。

5 ドロー、シード、または対戦プールへの割り当てについてチームのランク付けに依存するプロセスは、そのプロセスを行う日に有効なランキングを使用する。

第8章 大会日程

（スケジュール）

第9条 当委員会は、主催チームがある場合には主催チームとも協議して、競技スケジュールを作成する。

2 スケジュールは以下の原則を尊重する。

①同一チームが連続して試合に出場するべきではない。これには、ある日の最後の試合と翌日の最初の試合が含まれる。

②同一チームの試合の間は最低2試合分の時間、または出場した試合の終了から次に出場する試合の開始までに最低4時間の間隔が必要となる。

③対戦プール中の試合は、ランキングに基づいてランキングの高いチームが有利となる組み合わせにする。

④TDは、観客の増加と放送の機会を勘案してスケジュールを変更しても良い。

3 第2項に定める原則は、当法人主催大会間でのスケジュールリングの一貫性を保証することを目的としている。当法人主催大会においてすべての原則を尊重することが常に可能というわけではない。

4 TDは、当法人主催大会のスケジュールが当規程に準拠していることを確認し、承認する。

第9章 選手・スタッフ

（選手）

第10条 すべての当法人主催大会において、登録クラブチームはエントリーシートに最大12人の選手を登録することができる。

（スタッフ）

第11条 すべての当法人主催大会において、登録クラブチームはエントリーシートに記載したスタッフのうち、最大6人のスタッフをベンチに入れることができる。

第10章 タイブレイク

(タイブレイク)

第12条 当法人主催大会のすべての試合は、勝敗が決するまでプレーされるものとする。

2 4ピリオド終了時に同点である試合は、点差がつくまでオーバータイムピリオドを通して続けなければならない。これはすべての試合に適用される。

3 予選ラウンドの終わりにランキングを決定するために、登録クラブチームは勝利に対して勝点2ポイント、敗戦に対して0ポイントを与えられる。これには没収による勝敗が含まれる。

4 予選ラウンドの終わりに2つのチームの勝点が並んだ場合、以下の手順でランク付けする。これらの手順はランク付けされたらすぐに終了する。または、3チーム以上のチームでタイブレイクが生じた場合、ランク付けされるまで以下の手順を繰り返す。

①没収: 没収試合があったチームはタイブレイクには含まれない。

②勝点: 当該チーム間での勝点に基づいてランク付けされる。

③当該チーム間でのトライ数の合計: 当該チーム間の試合でのトライ数の合計の差に基づいてランク付けされる。

④当該チーム間での1試合でのトライ数: 当該チーム間の試合で、最も多いトライ数に基づいてランク付けされる。

⑤全試合でのトライ数の合計: 予選ラウンドの全試合でのトライ数の合計の差に基づいてランク付けされる。

⑥全試合の内での1試合でのトライ数: 予選ラウンドの全試合で最も多いトライ数に基づいてランク付けされる。

⑦コイントス: チームはコイントスの結果に基づいてランク付けされる。

第11章 退場

(退場)

第13条 当法人主催大会での試合中にディスクォリファイング・ファウルを受けた選手は、その大会の次の試合から退場となる。

2 当法人主催大会の間に2つのフラグラント・ファウルを受けた選手は、2番目のフラグラントファウルを受けた試合の後、その大会の次の試合から退場となる。

3 選手が大会中に2つのフラグラント・ファウルを受け次の試合が出場停止となった後、その選手のフラグラント・ファウル数はリセットされる。

4 試合のテクニカル・コミッショナー(以下、「TC」という。)は、TDに、フラグラント・ファウルまたはディスクォリファイング・ファウルを報告する。

5 TCは、TDに、フラグラント・ファウルまたはディスクォリファイング・ファウルによるいかなる退場についても通知する。

6 退場にされた選手はスコアシート上の名前の上に取り消し線を引かれる。

7 大会中の退場は次の大会には繰り越されない。

8 ある大会で発行されたフラグラント・ファウルは、次の大会には繰り越されない。

第12章 ドーピングコントロール

(ドーピングコントロール)

第14条 当委員会は当法人主催大会において当法人のアンチ・ドーピング規程を遵守した運営を行い、大会参加者にも遵守せしめる。

2 当法人主催大会に参加しているすべての選手・スタッフ及び各専門委員会は、いかなる場合も当法人のアンチ・ドーピング規程を遵守する必要がある。

第13章 式典

(式典)

第15条 当法人旗は、当法人主催の全ての大会で表示されなければならない。

2 日本選手権における式典の席次は、当法人理事長またはその代理人が上位となり、当法人理事が続く。

3 当法人主催大会では開会式を行う。式典の形式は、当委員会及び主催チームの必要に応じて調整することができ、パンフレットの配布等によって省略することができる。

(開会式)

第16条 開会式は、以下の要素を含む。

- ①チームの紹介。
- ②開会宣言。
- ③選手・監督・役員による宣誓。

2 当法人主催大会以外の競技会等においては、開会式を行う。ただし、主催者の意向により形式を変更することができる。

(表彰及び閉会式)

第17条 当法人主催大会では最終試合の終了後に表彰と閉会式を行う。

2 閉会式は大会の一部となる。やむを得ない場合を除き表彰受賞者は閉会式への参加を拒否してはならない。閉会式参加者は、自チームを代表する適切な服装をしなければならない。

3 式典の形式は当委員会及び主催チームの必要に応じて調整することができる。閉会式は、以下の要素を含む。

- ①大会で1位、2位、3位になったチームの表彰
- ②優勝チームへのトロフィーの贈呈
- ③閉会宣言

第14章 プロテストとアピール

(プロテスト)

第18条 当法人主催大会の試合中に、WWRの競技規則の下で公認審判員が決定した事項に対するプロテストの申し立てがあった場合には、当法人はWWRの規程 (Decision Review Process) に基づき対処する。

2 クラス分けの決定に関するプロテストの申し立てがあった場合には、当法人はWWRクラス分け規則に基づき対処する。

(アピール)

第19条 当法人主催大会の登録クラブチームまたは個人が、当規程、または他のWWRが定める競技会規程に基づいて行われたその他の決定について懸念がある場合は、TDに確認を依頼することができる。

2 TDは、当法人を代表して、そのような要求を裁定する権限を持っている。

3 TDの決定は、WWR当法人はWWRの規程 (Appeals Policy) の条件に基づいて当法人のコンプライアンス委員会に上訴することができる。

第15章 45歳以上の選手に関する特例

(オーバーエイジ)

第20条 登録年度4月1日に45歳以上の選手がコート上に入る際には、選手のクラス分けポイントの合計を1選手毎に0.5点追加することができる。

2 該当年度において、強化指定選手として活動する45歳以上の選手には適用しない。

3 外国籍の強化指定選手には適用しない。

第16章 外国籍登録選手に関する特例

(外国籍登録選手)

第21条 登録年度の日本選手権大会に出場する外国籍登録選手は、当該年度に開催される日本選手権大会予選リーグの1大会に参加しなければならない。ただし、選手登録時に日本在住資格の証明書類を提出した外国籍登録選手を除く。

2 外国籍登録選手がコート上に入る際には2名までとし、かつ外国籍登録選手のクラス分けポイントの合計は3.5点以下とする。なお、女性選手またはオーバーエイジの選手は、当該選手が元々持っているクラス分けポイントで計算する。

第17章 Jステイタス

(出場要件を満たさない)

第22条 選手は、WWRクラス分けにおいてNot Eligible :NE(出場要件を満たさない)とされた場合は、当法人クラス分け委員会と協議の上、TDが承認した場合に限り、当法人主催大会にJステイタスを付与して出場することができる。

2 大会中TDが危険と判断した場合は、当該選手の出場を一時中止する事が出来る。

3 TDは検証委員会を設置し当該選手の出場停止期間を決定する。委員会は大会運営委員会、アスリート委員会、クラス分け委員会並びに医事委員会から選抜された委員により構成される。

4 外国籍選手には適用しない。

(クラス分け未完了)

第23条 選手は、WWRクラス分けにおいてClassification Not Completed :CNC(クラス分け未完了)とされた場合、当法人主催大会にJステイタスを付与して出場することができる。

2 外国籍選手には適用しない。

(3.5Jクラス)

第24条 当法人クラス分け委員会がクラス分けポイントが3.5を超えると判断した選手は、3.5Jとして当法人主催大会に出場することができる。

2 大会中TDが危険と判断した場合は、当該選手の出場を一時中止する事が出来る。

3 TDは検証委員会を設置し当該選手の出場停止期間を決定する。委員会は大会運営委員会、アスリート委員会、クラス分け委員会並びに医事委員会から選抜された委員により構成される。

4 外国籍選手には適用しない。

附則

これは2022年度以前に国内クラス分けを受検した選手に適応される。

(再度のクラス分け)

第25条 国際クラスを持った選手が機能変化を認め国際クラスと明らかな相違があると判断された場合、再度国内クラス分けを受検した上でJステイタスを付与して国内限定で当法人主催大会に出場することができる。

2 外国籍選手には適用しない。

第18章 その他

(特例)

第26条 国内の大会において、その他の特例を大会ごとに定める場合、当法人及びTDの判断により特例を設定することができる。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。

2013年6月1日 改訂

2013年6月18日 改訂

2017年6月10日 改訂

2020年6月13日 改訂

2021年3月6日 改訂

2022年6月11日 改訂

2023年3月4日 改訂

2024年3月16日 改訂

2025年3月22日 改訂